

吉賀高等学校支援協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は吉賀高等学校支援協議会と称し、事務局を吉賀町役場総務課吉賀高等学校支援室に置く。

(目的)

第2条 本会は吉賀高等学校（以下「吉賀高校」という）や吉賀町の教育方針に則り、高校教育や吉賀町の振興発展並びに高校教育環境充実のために支援を行うことを目的とする。

(活動事項)

第3条 本会はその目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 吉賀高校や吉賀町の発展と教育諸条件の充実に関する事項。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 本会は次条の役員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|-----|--------|-----|
| (1) 顧問 | 1名 | (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 4名 | (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 委員 | 若干名 | (6) 監事 | 2名 |
| (7) 事務局 | 若干名 | | |

(役員を選出)

第6条 本会の役員は次により充てる。

- (1) 顧問は、島根県議会議員をもって充てる。
- (2) 会長は、吉賀町長をもって充てる。
- (3) 副会長は、吉賀町議会議長、吉賀高校同窓会長、吉賀高校振興会長及び吉賀高校校長をもって充てる。
- (4) 理事及び監事の加入脱退は、理事会において協議し決定する。
- (5) 実行委員は、本会の趣旨の賛同する者をもって充てる。
- (6) 事務局は、吉賀高等学校支援室をもって充てる。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員は次の仕事をもつ。

- (1) 顧問は、本会の運営の助言・指導を行う。
- (2) 会長は本会を代表する。
- (3) 理事長は、副会長の中から選出し、会務を総括する。
- (4) 理事は理事会を構成し、重要事項を審議する。

- (5) 監事は、会計を監査し結果を報告する。
- (6) 事務局は、全体会、理事会及び実行委員部会の運営事務を行う。

(協議機関)

第9条 本会の協議機関は、全体会・理事会・実行委員部会とする。

- (1) 全体会
- (2) 理事会
- (3) 実行委員部会
 - ① 学校活動部会
 - ② 生徒募集部会
 - ③ キャリア教育部会
 - ④ 小中高大連携部会

(全体会)

第10条 全体会は原則年1回とし、次の事項を行う。

- (1) 会則の決定並びに改正の承認
- (2) 予算・決算・事業の承認
- (3) その他、理事会において全体会に付議すべきと判断した事項

2 上記項目で軽微な事項や緊急を要する時は、理事会で議決をすることができる。

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を行う。

- (1) 全体会に報告する内容の審議
- (2) その他、本会の運営に必要な重要事項の審議

(実行委員部会)

第12条 実行委員部会において、次の事項を行う。

- (1) 「学校活動」、「生徒募集」、「キャリア教育」、「小中高大連携」の協議を行う。
- (2) 上記事項の協議は、吉賀高校又は吉賀高等学校支援室が開催する各種会議において、必要に応じて実行委員の参画を行い協議する。

(年度)

第13条 本会の年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第14条 本会に要する経費は、助成金、寄付金をもって充てる。

(附則)

- 1 この会則は、平成31年1月26日から施行する。
- 2 島根県立吉賀高等学校後援会会則は、廃止する。